



市政羅針盤

市長が自ら、市政運営の方針を分かりやすくお伝えします。☎秘書政策課 ☎ 36-7117

今月のテーマ ご近所に「放置空き家」はありませんか？

広報はまだ6月号で「空き家バンク」制度を紹介しました。「川根地区で売却や賃貸をしたい物件がある場合は、ぜひ空き家バンクへ登録を」という内容でしたが、「街中の空き家はもっと深刻だ」というご意見をいただきましたので、今回は市街の空き家対策をお話します。

総務省の統計資料によれば、平成25年度の市内の建物は約3万8,000棟で、うち空き家は4,470棟。さらに放置空き家は1,940棟で、建物全体に占める割合は5.1%となり（全国平均5.3%）、その数は年々増加傾向にあります。こうした現状を捉え、本年5月、国は「空家等対策の推進に関する特別措置法」を全面施行し、行政による空き家対策が本格的にスタートしました。



特別措置法では、次のような状態にある空き家を「特定空家」と定義して、措置の対象としています。

【特定空家の定義】

- ① 放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態
- ② 放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

【措置のポイント】

- ① 市による立入調査が可能となる。調査を拒んだ所有者には、20万円以下の過料が科せられる
- ② 市長は、特定空家の所有者に対し、除去・修繕・立木竹の伐採等をするよう指導・勧告・命令ができる
- ③ 勧告を受けると、住宅用地に対する固定資産税の特例（更地の6分の1）がなくなる
- ④ 命令に従わなければ、50万円以下の過料が科せられる。また、市による行政代執行も可能となる（費用は所有者が負担）

つまり、所有者が空き家の適切な管理を怠り放置していると、税制上の優遇措置が受けられなかったり、過料などの行政処分を科せられる場合があります。



職員による現地調査

市では、来年度から市内の空き家を特定するためのデータベースの作成に着手し、建築士などの専門家による現地調査を行い、特定空家の認定を始めます。「空き家にネコが住みついている」「防犯の面で不安」など、空き家に関する相談は、地域づくり課で随時受け付けていますので、ぜひ、ご相談ください（地域づくり課 ☎ 36-7197）。現地の状況などを確認した後、所有者に空き家と敷地の適正管理をお願いしていきます。同時に、まちづくりの一環として、所有者・不動産業者・自治会などと連携し、空き家の有効活用を推進していきます。

みんなのひろば

皆さんから寄せられた地域の「ニュース」「イベント」「声」などを紹介します。

市の鳥「オオルリ」が、わが家にやって来ました。オオルリは、日本へ夏鳥として渡来し、清流の近くの林や崖の窪みで繁殖するそうです。しかし、わが家に訪れたオオルリのつがいは、7月11日頃から玄関入口の上に苔を運び込み、2日程で巣を完成させてしまいました。

間もなく4羽の雛が誕生し、雛たちは大きな口を開けて、何度となく親鳥から口移して餌をもらっていました。2週間が経ち、飛べるまでに成長した雛たちは、親鳥とともに元

気よく巣立って行きました。

当時は、次女が出産をして里帰りしたばかりだったので、



オオルリ一家の来訪は、何か奇遇な感じがしました。巣立った幸せの青い鳥が、孫の健やかな成長と幸福をもたらしてくれることを願っています。（渡辺誠さん：大代）